○防衛省告示第二百十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十五日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
有田市辻堂字中筋四六八番一から同市辻堂字中筋四七四番まで	前	一〇・九〇メートル～一一・四五メートル　〇・一八五キロメートル
	後	一一・五〇メートル～一五・〇二メートル　〇・一八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十五日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	有田市辻堂字中筋四六八番一から同市辻堂字中筋四七四番まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月二十五日

○沖縄総合事務局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十五日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百十六号那覇広域都市計画公園事業五・五・那五号首里城公園

三　事業施行期間　自昭和六十二年十月二十三日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和六十二年建設省告示第千八百十六号、平成六年建設省告示第八百五十一号、平成七年建設省告示第千八百八十九号、平成十年建設省告示第四百四十三号、平成十二年建設省告示第三百八十九号、平成十四年沖縄総合事務局告示第一号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号、平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号、平成二十九年沖縄総合事務局告示第十六号、令和四年沖縄総合事務局告示第三号及び令和七年沖縄総合事務局告示第六号の事業地のうち那覇市首里大中町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十五日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号那覇広域都市計画下水道事業中部第一流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号、昭和五十二年建設省告示第千百四十三号、昭和五十五年建設省告示第百七十二号、昭和六十年建設省告示第七百十一号、昭和六十三年建設省告示第六百五十三号、平成五年建設省告示第千二百五号、平成八年建設省告示第四百五十号、平成十一年建設省告示第千二百号、令和元年沖縄総合事務局告示第五号及び令和四年沖縄総合事務局告示第二十九号の事業地のうち沖縄県浦添市勢理客四丁目、沖縄県那覇市曙三丁目地内において事業地を変更する。

○沖縄総合事務局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十五日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号、平成十一年建設省告示第千百八十三号、平成十四年沖縄総合事務局告示第二十二号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号、平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号、平成二十九年沖縄総合事務局告示第十六号、令和四年沖縄総合事務局告示第三号及び令和七年沖縄総合事務局告示第六号の事業地のうち那覇市曙三丁目、沖縄県那覇市曙二丁目地内において事業地を変更する。

三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号、平成十一年建設省告示第千百八十三号、平成十四年沖縄総合事務局告示第二十二号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号、平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号、平成二十九年沖縄総合事務局告示第十六号、令和四年沖縄総合事務局告示第三号及び令和七年沖縄総合事務局告示第六号の事業地のうち那覇市曙三丁目、沖縄県那覇市曙二丁目地内において事業地を変更する。